

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。ただし、次の低所得の要件を満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

●対象となるサービス

介護保険施設 特別養護老人ホーム・介護 老人保健施設・介護医療院（療養病床への入所）
ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

負担段階	負担軽減の対象者		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円)以下

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

負担段階	住居費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

申請の際に必要なもの

●預貯金等が確認できるものの写し（生活保護を受給されている方は不要）

※預貯金等とは

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ペ ージの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口 座残高によって時価評価額が容易に把握でき る貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写 し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

※ 預貯金等に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など・絵画、骨董品、家財など

※配偶者がおられる方は、配偶者名義のものも必要です。

※通帳は申請される前に必ず記帳していただき、金融機関名・支店名・口座番号・名義の分かるページ、および申請日の2か月前までから最終残高が確認できるページの写しが必要です。

●マイナンバーの確認ができるもの（番号通知カード、マイナンバーカード）

※お持ちでない場合等は、職員が記入させていただきます。

●本人確認書類（被保険者本人及び代理申請人のもの）

顔写真付きの書類（免許証等）1点、または顔写真なしの書類（保険証、介護保険証等）なら2点。

●申請書裏面の同意書に署名（配偶者がいない方は〈本人〉のところのみ）・必ず日付を記入してください。

※本人が署名できない場合は、代筆でも構いませんが、同意書の欄外に

『代筆者 ○○ ○○（続柄）』と、どなたが代筆されたかわかるように記入してください。

申請および問合せ先 ※郵送での申請も可能です。

西予市役所長寿介護課および各支所生活福祉課

・長寿介護課	介護保険係	〒797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目 434-1	TEL0894-62-6406
・明浜支所	生活福祉課	〒797-0292	西予市明浜町高山甲 3420	TEL0894-64-1282
・野村支所	生活福祉課	〒797-1292	西予市野村町野村 12号 619	TEL0894-72-1113
・城川支所	生活福祉課	〒797-1792	西予市城川町下相 945	TEL0894-82-1115
・三瓶支所	生活福祉課	〒796-0907	西予市三瓶町朝立 1-360-1	TEL0894-33-1313